

## 神戸市雇用創出型製造業集積促進補助金交付要綱

平成 26 年 6 月 13 日 副市長決定  
平成 27 年 4 月 1 日改正 副市長決定

### (目的)

- 第 1 条 この要綱は、神戸経済への波及効果が見込まれ、多くの雇用機会を創出する製造業に対して、設備投資経費の一部を補助することにより、民間設備投資を神戸に呼び込み、安定成長の産業基盤づくり及び経済の活性化を図ることを目的とする。
- 2 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (定義)

- 第 2 条 この要綱において、製造業とは、日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- 2 工場とは、製造業における物品の製造過程又は研究開発過程において必要となる機械又は装置が設置される施設及びこれに付帯する施設（以下、「関連施設」という。）をいう。
- 3 研究開発拠点とは、先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設及び関連施設をいう。
- 4 新設とは、工場又は研究開発拠点となる建物を新たに設置し、操業を開始することをいう。
- 5 設備とは、前項に規定する新設の工場又は研究開発拠点の建物内に設置される機械及び装置、構築物、内部造作等の建物付帯設備及び建物付属設備のうち償却資産として申告されるものであって、別表第 1 に掲げるものをいう。
- 6 常用雇用者とは、第 10 条により申請する工場、研究開発拠点を主たる勤務地とし、補助金交付の対象となる事業者（以下、「補助対象者」という。）に直接雇用され、雇用保険の一般被保険者資格を取得している者で、次の各号いずれかに該当する者をいう。
- (1) 期間の定めなく雇用されている者で、3 か月以上継続して雇用される者。
- (2) 一定の期間を定めて雇用されており、その雇用期間が継続される者で、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている者。
- (3) 一定の期間を定めて雇用されており、その雇用期間が継続される者で、1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者。
- 7 年度とは、本市の会計年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。

### (補助の対象となる事業者)

- 第 3 条 補助対象者は、製造業であって納期が到来している神戸市の市税に未納又は滞納がなく、かつ、次の各号のすべてを操業開始から 10 年間満たす者とする。
- (1) 「神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例」（以下、「条例」という。）第 5 条第 1 項に基づく「中核事業計画」もしくは条例第 7 条第 1 項に基づく「特例中核事業計画」の市長認定を受けた事業者。

- (2) 前号に規定する「中核事業計画」もしくは「特例中核事業計画」の事業の用に供する工場又は研究開発拠点の新設（当要綱施行日以前の本市との土地譲渡契約に基づいて行われる新設及び、研究開発拠点のみの新設は除く。）を行い、かつ当該新設にかかる経費（第4条に定める経費をいう。）を負担している事業者。
- (3) 第1号に規定する「中核事業計画」もしくは「特例中核事業計画」の事業の用に供する工場又は研究開発拠点において100名以上の常用雇用者を雇用する事業者。
- (4) 第1号に規定する「中核事業計画」もしくは「特例中核事業計画」の事業の用に供する工場又は研究開発拠点の敷地として神戸市と2ha以上の土地譲渡契約を締結する事業者。
- (5) 第4条に定める経費の合計額が2,500,000,000円以上となる事業者。

#### （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象者が、対象工場及び研究開発拠点の敷地である土地の引渡しを受けた後2年以内に工場及び研究開発拠点の建設に着手し、かつ、3年以内に操業するものであって、前条第1号に規定する「中核事業計画」もしくは「特例中核事業計画」の事業の用に供する工場又は研究開発拠点の新設にかかる経費のうち、土地の測量、造成、取得等にかかる経費、公租公課、賃借料（リース取引を含む。）及び消費税を除き、次に掲げる経費とする。ただし、操業開始の日から1年以内に要する経費に限る。

- (1) 当該工場又は研究開発拠点の建物の取得に要する経費。
- (2) 当該工場又は研究開発拠点に設置する設備の取得に要する経費。
- (3) その他市長が特に必要と認める経費。

2 前項の経費に対して国等からの補助がある場合は、当該建物、設備の取得に要する経費を控除することができる。

#### （補助金の額等）

第5条 市長は、補助対象者に対し、本補助金の予算の範囲内において、次の各号に定める方法により算定した金額を補助することができる。

- (1) 前条に規定する経費の3%以内とし、500,000,000円を限度とする。
- (2) 前号の規定により得た金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### （事業認定申請）

第6条 事業を実施しようとする者（以下、申請者という。）は、工場又は研究開発拠点の新設に係る建設の着手の日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 発注及び着工予定書（様式第2号）
- (3) 条例第5条第1項に基づく中核事業計画申請書及び認定書、もしくは条例第7条第1項に基づく特例中核事業計画申請書及び認定書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

#### （事業認定）

第7条 市長は、前条の規定による事業認定申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めると

- きは、事業認定通知書（様式第3号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。
- 2 審査の結果、不相当と認めるときは、事業不認定通知書（様式第3-2号）により、補助対象事業として認定しない旨の決定を申請者に対し速やかに通知するものとする。
  - 3 第1項の通知を受けた者（以下、「認定事業者」という。）は、事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更等届出書（様式第4号）を作成し、変更後の事業認定申請書類一式を速やかに市長に提出しなければならない。その場合、変更後の申請内容に基づき審査を行い、事業認定する。変更前の事業認定は効力を失う。
  - 4 認定事業者が、当該事業計画に基づく工場又は研究開発拠点の新設を中止しようとするときは、事業計画変更等届出書（様式第4号）を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。その場合、事業認定は効力を失う。
  - 5 市長は、認定事業者に対し、事業計画等に関する報告又は必要な書類の提出を求め、対象工場又は研究開発拠点の現地確認を行うことができる。

（事業認定の取り消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号の一に該当するときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 事業認定申請の内容に虚偽又は不正があるとき。
- (2) 神戸市の市税に未納又は滞納があるとき。
- (3) 事業認定申請（前条第3項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）に従って認定事業者が事業を行っていないと認めるとき。
- (4) 前条第4項の規定による中止の届出があったとき。

（操業開始届）

第9条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、当該工場又は研究開発拠点が操業開始した後、対象施設操業開始届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請する時は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、申請は、当要綱施行日から平成29年3月31日までの間に事業認定された認定事業者が行うことができる。

- (1) 交付申請書（様式第6号）
- (2) 経費明細書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、交付決定通知書（様式第8号）により、認定事業者に対し速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、不交付決定通知書（様式第8-2号）により、補助金の交付をしない旨の決定を認定事業者に対し速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、認定事業者に対し、申請内容の審査に必要な報告又は必要な書類の提出を求め、対象工場

又は研究開発拠点の現地確認を行うことができる。

(事業の実施報告及び補助金の請求・交付)

第12条 前条第1項の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、操業開始の日から1年を経過する日から、その日が属する年度の末日までに事業実施報告書(様式第9号)を提出するものとする。また、その翌年度から4年間は、前回提出の日から起算して10か月を経過した日から、その日が属する年度の末日までに事業実施報告書(様式第9号)を提出するものとする。

2 市長は、前号の報告に基づき、当該報告内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が第3条各号に定める要件に適合すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金を5年に等分割した額を交付することを確定し、補助金確定通知書(様式9-2号)により、助事業者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、確定した補助金の額が、第11条第1項又は第13条第1項により通知した交付決定額と同額であるときは、第2項の規定による通知を省略することができる。

4 審査の結果、当該事業が第3条に定める要件に適合しないと認めるときは、各年度の補助金の交付を停止するものとする。

5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、操業開始の日から1年を経過する日から、その日が属する年度の末日までに補助金請求書(様式第9-3号)を提出するものとする。また、その翌年度から4年間は、前回提出の日から起算して10か月を経過した日から、その日が属する年度の末日までに補助金請求書(様式第9-3号)を提出しなければならない。

6 市長は、前号の請求があったときは、補助金請求に係る書類を審査し、補助金を支払うことが適当と認めた場合は、その内容を確認の上、補助事業者に補助金を支払うものとする。

7 市長は、必要があると認めるときは、当該補助事業の実施状況について補助事業者に対し、必要な報告又は必要な書類の提出を求め、対象工場又は研究開発拠点の現地確認を行うことができる。

(事業の継続報告)

第13条 補助事業者は、前条に規定された事業実施報告書(様式第9号)の提出が終了した日の属する年度の翌年度より5年間、当該補助事業の状況等について、各年度の末日までに事業継続報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。なお、事業継続報告書(様式第10号)の提出は、事業実施報告書(様式第9号)の提出及び事業継続報告書(様式第10号)の前回提出の日から起算して10か月を経過した日以降に提出すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該補助事業の実施状況について補助事業者に対し、必要な報告又は必要な書類の提出を求め、対象工場又は研究開発拠点の現地確認を行うことができる。

(帳簿等の保存期間)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び書類を、最後に補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(事業の休止または廃止)

第15条 補助事業者は、操業開始後に事業を休止又は廃止しようとするときは、事業休止・廃止届出書(様式第11号)を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、以降の補助金の交付を停止するものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助金規則第 10 条又は第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助事業者が、操業開始後 10 年以内に第 3 条各号に定める要件のいずれかを満たさない場合(第 2 条第 6 項 3 号に該当する雇用者の雇用期間が 1 年を超えず、第 3 条第 1 項第 3 号に定める要件を満たさない場合を含む)、もしくは本要綱、補助金規則その他の規定に違反した場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第 15 条第 1 項の届出をしたとき。

(2) 補助金規則第 19 条により補助金の交付の全部又は一部を取消されたとき。

2 前項第 1 号に該当し、補助金の返還を命じる際の返還金は、10 年から第 3 条各号に定める要件を満たしていた年数を減じた年数を 10 年で除した数に、交付済み補助金を乗じた金額とする。

(加算金及び遅延利息)

第 18 条 補助事業者は、前条第 1 項第 2 号の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金及び遅延利息を市に納入しなければならない。

2 前項の加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、この要綱の補助金の交付を受けて行った工場又は研究開発拠点の新設及び設備投資(以下、「当該建物及び設備等」という。)について、市長の同意が無ければ、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、操業開始後 10 年を経過した場合は、この限りでない。

(1) 当該建物及び設備等を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為

(2) 当該建物及び設備等を補助金の交付決定を受けた工場とは別の所在地にある工場等に移転又は移設する行為

2 前項に定める財産に係る承認は、財産処分等承認申請書(様式第 13 号)を市長に提出してこれを受けなければならない。

3 補助事業者は、当該設備等に係る台帳を備え、第 1 項の財産処分の制限期間中、これを保存しておかなければならない。

(施行細則の委任)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項については、所管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

(本要綱の失効)

第2条 この要綱は平成29年3月31日まで適用する。

2 この要綱により事業認定を受けた事業者については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(失効後の改正)

第3条 第12条,第13条,第17条および第18条については、令和4年3月1日より、改正および施行する。

附 則 (平成27年4月1日副市長決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第5項)

対象設備	種類	内容 (いずれも事業用資産に限る)
	機械及び装置	製造加工機械 (旋盤, 溶接機, マシニングセンター等), クレーン, その他各種産業用機械及び装置 (産業用ロボット等), 生産・加工等の工程上必要な工具・器具・備品 (情報通信機器, ソフトウェア等) など (大型特殊自動車等の車両・運搬具, 船舶, 航空機は除く。)
	構築物	敷地に設置される門, 塀, 広告塔, 緑化施設, 舗装, 屋外配管, その他土地に定着した土木設備など
	建物附帯設備, 建物附属設備	建物の内装・内部造作等の建物附帯設備, 生産・加工等の工程上必要な建物附属設備 (動力用電気設備, 給水排水設備, ガス設備, 空調設備, ボイラー設備, 電気通信設備等) など